

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
15191	建築士法	設計制限	延べ面積1,500m ² 、高さ13m、軒の高さ9m、木造平屋建の倉庫を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない。	「士法3条」に「一級建築士でなければならない設計・監理条件」について規定されており、その各号いずれにも該当しないので問題文は誤り。 一号：特徴の部 二号：木造 三号：非木造 四号：大きさ 超える・超えない 採算	x
30284	建築士法	定義・設計制限	「建築士法」に基づき、延べ面積500m ² 、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。	「士法3条」より「一級建築士でなければならない設計又は工事監理を新築する場合、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。」とわかる。また、問題文のような緩和規定は存在しないため誤り。 探算	x
01213	建築士法	設計制限	延べ面積450m ² 、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250m ² の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない。	「士法3条2項」より、「大規模の修繕を行う場合、修繕に係る部分を新築するものとみなして1項の規定を適用する。」とわかる。問題文は「木造の既存建築物について、床面積250m ² の部分で大規模の修繕を行う場合」であり、「士法3条1項各号」には該当しないため、当該修繕に係る設計は、一級建築士でなくてもよい。同様に、「士法3条の2各号」にも該当しない、「士法3条の3」に該当するため、「当該修繕に係る設計は、木造建築士以上(=一級建築士、二級建築士又は木造建築士)でなければならない。」とわかる。 100m ² 超え	○
24211	建築士法	設計制限	一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の用途、構造、規模については、都道府県が土地の状況により必要と認める場合には、建築士法に基づく条例で別に定めることができる。	「士法3条の2」に、「二級建築士以上(=一級建築士又は、二級建築士のこと)でなければならない設計・監理条件」について規定されており、その「3項」に、「都道府県は、土地の状況により必要と認める場合には、条例(通称: 士法3条の2の特例に関する条例)で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積を別に定めることができる。」とわかる。問題文には「一級建築士」とあるが、「士法3条(一級建築士の設計・監理条件)」には、同様の規定がないため、その規模等について、条例で別に定めることができない。よって誤り。	x 例 半地下室 木造120m ² ↑ 条例で ニ級以上
21211	免許	登録	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、所属する建築士事務所の名称、処分歴、定期講習の受講歴等である。	「士法5条」に「登録」の解説が載っており、「一級建築士の免許は、一級建築士名簿に登録することによる。」とある。また、その事項については、「士法(規則)3条」に規定されており、「登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号、処分歴、定期講習の受講歴等」が該当するが、「建築士事務所の名称」は、これに含まれていないため、問題文は誤り。	x
29232	免許	届出	一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。	「士法5条の2」「士法10条の3」より、「一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、省令で定める事項を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。」とわかる。(この問題は、コード「23213」「27212」の類似問題です。) → 稽則8条。	○ 比較
30232	免許	免許取消	建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。	「士法7条第三号」、「士法8条の2第三号」及び「士法9条第二号、三号」より、「建築士で、禁錮以上の刑に処せられた場合、建築士の免許の取消しの対象となる。」とわかる。尚、「士法7条第四号(罰金刑)」については建築との関係性の記載があるが、「士法7条第三号(禁錮刑)」については記載されていない。よって誤り。(この問題は、コード「26214」の類似問題です。)	x
18172	免許	免許取消	建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。	「士法9条」に「免許の取消し」の解説が載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかる。	○ 9条、10条、 取り消し の意味が つかう。
22234	免許	免許取消	建築士は、建築物の設計及び工事監理以外の業務に關しても、不誠実な行為をしたときは免許を取り消されることがある。	「士法10条」に「懲戒」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士が①「建築に關する法律等に違反した場合」(一号条件)、②「業務に關して不誠実な行為をした場合」(二号条件)のうちのいずれかに該当する場合においては、大臣又は知事は業務の停止を命じたり、又は、免許を取り消すことができる。」とわかる。問題文の場合、その「二号」条件に該当するため、免許を取り消されることがある。	○

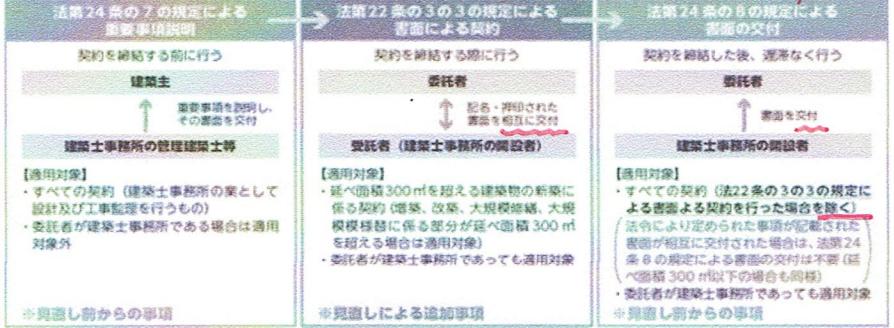
24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25231	免許	免許取消	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	「士法9条」に「免許の取消し」の解説が載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要であるため誤り。 →10条。	
01282	免許	懲戒	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	「士法10条」に「懲戒」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士が①建築に関する法律等に違反した場合(一号条件)、②業務に関して不誠実な行為をした場合(二号条件)のうちのいずれかに該当する場合においては、大臣又は知事は業務の停止を命じたり、又は、免許を取り消すことができる。」とわかる。問題文は、「一号条件」のうち、「無登録業務(士法23条の違反)」に該当するため、業務停止等の懲戒処分の対象となる。(この問題は、コード「25233」「28232」の類似問題です。)	○
16195	業務	工事監理	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築士事務所を管理する建築士に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりに実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文では「建築士事務所を管理する建築士に報告する」とあるため誤り。 ×問の定番	×
22232	業務	工事監理	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりに実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文では「建築主及び建築主事に報告する」とあるため誤り。 ↑これだけの場合は 異論しから	×
02212	業務	工事監理	工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりに実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文は「特定行政庁に報告」とあるため誤り。	×
28223	業務	構造一級・設備一級	建築士は、延べ面積が2,000m ² を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かなければならぬ。	「士法18条4項」より、「建築士は、延べ面積が2,000m ² を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。」とわかる。 設備一級建築士 → 5,000m ² 超え新築工事設計	×
17193	業務	設計変更	一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200m ² 、高さ9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求める前に、その設計図書の一部を変更することができる。	「士法19条」に「設計の変更」の解説が載っており、そこを訳すと「一級建築士であっても、他の二級建築士が設計した設計図書の一部を変更する場合には、その二級建築士の承諾を求める必要はない。」とわかる。問題文は誤り。 TX, 定番	×
27232	業務	設計変更	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めるところなく、管理建築士としての権限で変更することができる。	「士法19条」に「設計の変更」の解説が載っており、そこを訳すと「一級建築士であっても、他の建築士が設計した設計図書の一部を変更する場合には、その建築士の承諾を求める必要はない。」とわかる。問題文の場合、承諾を求める必要があり、また管理建築士にそのような権限はないため誤り。(この問題は、コード「23224」の類似問題です。)	×
02211	業務	免許証等の提示・監理報告	工事監理を行う一級建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。	「士法19条の2」より、「一級建築士は、士法23条1項に規定する設計等(設計、工事監理、建築工事の指導監督等)の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。」とわかる。また、「士法20条3項」により、「建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。」とわかる。よって正しい。	○

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02224	業務	表示行為	管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名及び押印に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。	「士法20条」に「表示行為」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士が設計を行った場合には、その設計図書に一級建築士、二級建築士、木造建築士としての表示をして記名及び押印をしなければならない。」とわかる。ゆえに、「記名及び押印等」をするのは、管理する建築士ではなく、図書を作成した建築士となるため誤り。(この問題は、コード「15195」「22243」「29224」の類似問題です。) X 定番	x
20194	業務	表示行為	建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、原則として、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。	「士法20条」に「表示行為」の解説が載っており、その「2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。」とわかる。問題文は正しい。 責任の所在	○
22223	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合には、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付する必要はない。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条（士法20条の2）第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い（又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め）」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文はこれに該当するため、当該証明書を設計の委託者に交付する必要はない。	○ 全部
24213	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条（士法20条の2）第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い（又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め）」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、②、③の行為があつても、建築物の用途、構造、規模により、①に該当しない場合は、適用除外の要件を満たさない。よって、当該証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。 不適用（伝承不確定） 限界耐力計算	○ 適用の必要 伝承一級の どちらか
23254	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条（士法20条の2）第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い（又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め）」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、証明書の交付を受けているが、①に該当すれば、③の行為は義務となるため、当該構造設計図書により建築確認の申請を行うことはできない。よって誤り。	x
01232	業務	定期講習	建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならぬ。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。（この問題は、コード「22233」の類似問題です。）	○
30214	業務	定期講習	一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならぬ。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。また「士法（規則）17条の36」により、「規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とする。」とわかる。ただし、「士法（規則）17条の37」より、「前条の規定にかかわらず、一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であって、一級建築士定期講習を受けたことがない者は、遅滞なく、講習を受けなければならない。」とわかる。問題文は「所属した日から3年以内」とあるため誤り。 すぐ受け3.	x

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02213	業務	定期講習	建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。	「士法22条の2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する構造設計一級建築士」は、その「一号」と「四号」に該当する。また「士法規則17条の37」より、「表の講習について、前条の規定(17条の36:定期講習)にかかわらず受けなければならない。」とわかる。「構造設計一級建築士定期講習」は、表「二号」に該当するため、 <u>それぞれの講習の両方を受けなければならない</u> 。(この問題は、コード「21232」「26224」の類似問題です。)	○
30291	業務	定期講習	構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。	「士法22条の2」より、「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「構造設計一級建築士」は、その「四号」に該当するため、「建築士事務所に属するかどうか、どのような業務を行っているか」に係わらず、講習を受けなければならない。(この問題は、コード「27304」の類似問題です。)	○
21231	業務	定期講習	建築士事務所に属する建築士で、一級建築士免許と二級建築士免許の両方を受けている者については、一級建築士定期講習を受けなければ二級建築士定期講習を受けたものとみなす。	「士法(規則)17条の37第4項」より、「法第22条の2の規定(定期講習)により同条第二号(二級建築士)の講習を受けなければならない建築士であって、同条第一号(一級建築士)の講習を受けた者は、同条第二号(二級建築士)の講習を受けたものとみなす。」とわかる。問題文は正しい。 2級 ○ 1級	○
28213	設計受託契約等	契約の内容	延べ面積200m ² の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	「士法22条の3の3」より、「延べ面積が300m ² を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とわかる。問題文は「延べ面積200m ² 」とあるため、その必要はない。 24次の7  (24次の7) (24次の3) (24次の8.)	×
29221	設計受託契約等	契約の内容	建築物の大規模の修繕に係る部分の床面積が400m ² である工事の工事監理受託契約の締結に際して、その当事者は、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法、工事監理に従事することとなる建築士の氏名等の所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	「士法22条の3の3」より、「延べ面積が300m ² を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とわかる。また、その「3項」より、「大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、新築とみなして規定を適用する。」とわかる。よって正しい。 この規定ごく 並定の事項に仕掛けで×に付されることは無理がある と思う。	
27223	事務所	開設者	二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。	「士法23条」より、「一級建築士又は一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、知事の登録を受けなければならない。」とわかる。一級建築士を使用する者が一級建築士以外であっても、所定の条件に該当する場合は、知事の登録を受け、一級建築士事務所の開設者となることができる。 一級建築士が居ないなら、 △△△△△の仕事は受けられない	×
21224	事務所	事務所登録	建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合には、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事及び業務範囲に係るそれぞれの都道府県知事の登録を受けなければならない。	「士法23条の2」より、「建築士事務所の登録は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行う。」とわかる。ただし、「設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合」に、 <u>それぞれの知事の登録を受ける</u> という規定は無い。 業法と混同しがちのように	×

24.「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01234	事務所	報告書	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに作成する設計等の業務に関する報告書において、当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。	「士法23条の6」に「報告書」の解説が載っており、「建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした知事に提出しなければならない。」とわかる。また、「士法20条の3第二号」より「当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習（士法22条の2第四号）のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。」とわかる。	○
27233	事務所	管理建築士講習	二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。	「士法24条」に「事務所の管理」の解説が載っており、その「2項」により、「管理建築士は、建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。」とわかる。管理建築士講習に一級・二級の区別はないため、二級建築士の時点では管理建築士となつた者が、一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合は、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。「×」 ×で出され3番目、○で出され3番目とイヤな問題	○
27224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。	「士法24条の3」に「再委託の制限」の解説が載っており、その「1項」により、「建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を、建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。」とわかる。（この問題は、コード「23222」の類似問題です。） 事務所登録71-3ス、 なしの、	○
01224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、延べ面積が400m ² の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。	「士法24条の3」に「再委託の制限」の解説が載っており、その「2項」に「事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、設計又は工事監理（延べ面積が300m ² を超える建築物の新築工事）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。」とわかる。よって誤り。 丸投げ	×
28292	管理建築士、帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。	「士法24条の7」に「重要事項の説明」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等の他の当該建築士事務所に属する建築士（=管理建築士等）をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。」とわかる。（この問題は、コード「25281」の類似問題です。）	○
28291	管理建築士、帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合においては、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	「士法24条の8」に「書面の交付」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の受託契約を締結したときは、所定の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。」とわかるが、設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には、書面の交付は不要である。（この問題は、コード「26234」の類似問題です。） 本試験までまだ見えてないから、	○
25224	管理建築士、帳簿・図書	業務の報酬	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。	「士法25条」に「業務の報酬」の解説が載っており、「大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。」とわかる。 この義務だけに反応しない。 （4章 建築士の 6章 建築工事監理）	○ (建築士の 設計、監理)
30234	監督処分	登録取消	建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	「士法26条」に「監督処分」の解説が載っており、その「2項」を訳すと「都道府県知事は、事務所の開設者が、所定の条件に該当する場合には、戒告を与える。1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。」とあり、問題文にある「建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計をしたときは、その「八号」条件より、「事務所登録を取り消すことができる条件」に該当する。問題文は正しい。（この問題は、コード「22244」「28222」の類似問題です。）	○

△タリミを過問
-あたりをつけよ

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう

■法令のイメージトレーニング【その8】

- ① 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ② 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定？
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当てることに意味はありません。

- ③ 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「…以上、…を超える」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

■「300m²」に関する規定

士法3条()

士法3条(一級建築士の業務独占)
一号：学校、病院、劇場…500 m² を超える。
二号：木造 面積×高さ 13m を超える。
三号：非木造 面積300 m² 高さ “
四号：大規模 1,000 m² かつ 階段か2以上。

士法22条の3の3()

24条の7
24条の8

士法22条の3の3(契約の内容)
延べ面積が ○m² を超える建築物の新築に係る 300m²
設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、
所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして
【 相互 】に交付しなければならない。

3項：増改築、大規模修繕・模様替

■「5年」に関する規定

士法23条()
2項

士法23条(登録) → 6章 事務所。
建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て
「設計等」を業として行おうとするときは、建築士事務所を
定めて、【 】の登録を受けなければならない
2項 有効期間は、登録の日から起算して ○年 5年。
3項 効期間の満了後、引き続き、更新の登録
↑ 規則18条 30
有効期間満了の日前 ○日までに申請書を提出

■「30日」に関する規定

士法5条の2()

士法5条の2(住所等の届出)
免許証の交付の日から ○日 以内に、住所その他の
省令で定める事項を知事に届け出 規則8条
→「勤務先の名称及び所在地」含む

士法5条(免許の登録) と比較
免許は、名簿に登録すること 規則3条